

国家公務員の育児休業

収入シミュレーションシート

2022年10月版

内閣官房内閣人事局

🏠 本シートについて

男性職員の育児参加は、ワークライフバランスや女性活躍の促進のために重要であり、政府として積極的に推進しているところですが、育児休業（育休）に関して、その取得をためらう理由の一つとして、収入面の不安を挙げる声が聞かれます。一方で、具体的な影響の程度については、給与や手当金等の個別の試算が必要となるため、よくわからないという声もお聞きます。

本シートは、記入された給与等情報を基に、育休取得予定期間における月収の通算額及び期末・勤勉手当支給額について、育休を取得する場合と取得しない場合を比較し、その差額を試算するものです。

なお、本シートにおいて得られる試算結果は、あくまでも概算であり、実際の収入を保証するものではありません。育休の取得による収入状況の変化を把握するための一助としてご活用ください。

（参考）国家公務員が育児休業した場合の関係制度の取扱い

育休	取得可能期間	最長で子の3歳の誕生日の前日まで【注】
	取得回数	1人の子につき2回（出生から57日以内に取得するいわゆる「産後パパ育休」（2回まで）は含まない）。
給与（俸給及び諸手当）	休業期間中は無給（俸給及び一部手当は、月途中での休業開始又は復職の場合、日割計算）	
通勤手当	月の初日が休業期間中の場合、当該月に係る分は不支給（ただし、月の初日から休業し、同月中に復帰する場合及び月の中途から休業し、翌月に復帰する場合は継続支給）	
期末・勤勉手当	基準日（6月1日又は12月1日）以前6か月以内に勤務した期間がある場合に、その期間に応じて支給（期末手当は休業期間を2分の1除算。勤勉手当は休業期間を全期間除算。ただし、休業の承認期間が1か月以下の場合には、除算なし。）	
退職手当	全日を勤務しなかった月（休職月等）を対象に、その2分の1（子の1歳の誕生日の前日の属する月までの期間は3分の1）の月数を勤続期間から除算	
社会保険料	申出により、休業期間中は免除	
育児休業手当金（共済）	子の1歳（パパママ育休プラス適用の場合は1歳2か月、保育所に入所できない場合等は最長2歳）の誕生日の前日まで、標準報酬日額の50%（休業期間が180日に達するまでの期間については67%（国家公務員共済組合法第68条の2第3項の規定により雇用保険給付相当額が上限））を支給	

【注】本シートでは、子の1歳の誕生日の前日までに取得する最初の育休期間について、試算ができます。

🏠 ご自身の給与明細等をご用意の上、以下の黄色セルに必要事項をご記入ください

育休開始年月日	2022/10/1 (土)	育休終了年月日	2022/10/31 (月)	
月額	標準報酬月額（短期）	円	俸給支給額	円
	諸手当額 （超過勤務手当等、通勤手当を除く）	円	超過勤務手当等額	円
	社会保険料額	円	所得税額	円
	住民税額	円		
期末勤勉	期末手当支給額 （社会保険料等控除前）	円	期末・勤勉手当支給時の社会保険料額	円
	勤勉手当支給額 （社会保険料等控除前）	円	所得税額	円

※ 育休終了日は、子の出生から1年間までの日としてください。

※ ご自身の標準報酬月額、俸給支給額、社会保険料額、超過勤務手当等額は、直近の給与明細をご確認ください。また、期末・勤勉手当支給額及び期末・勤勉手当支給時の社会保険料は、同手当の支給明細をご確認ください。

※ 超過勤務手当等には、休日給及び夜勤手当が含まれます。

※ 超過勤務手当等額には、直近の給与明細に記載の金額のほか、任意の月の手当額を記入することも可能です。

※ 諸手当には、例えば、本府省業務調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当などが該当します。給与明細に記載されている手当総額から超過勤務手当等額及び通勤手当額を除いた金額を記入してください。

※ 社会保険料には、例えば、共済短期掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金、介護掛金などが該当します。給与明細に記載の各保険料額を全て合計した金額を記入してください。

試算結果

<試算結果に関する留意事項>

- 以下の結果は、前ページにおいて記入された情報に基づき算出しています。
- 俸給等は、月の支給額を仮に毎月22日を分母に日割りし、育児休業取得期間に応じて算出しています。
- 直近の給与明細等の額が試算期間中も継続する前提で試算していますので、試算期間中の給与額の変動や制度の改正等は加味していません。
- 試算結果はあくまで便宜的なものであり、誤差が生じ得ることに留意してください。

<基礎情報>

育児取得期間	31 日間 (2022/10/1 ~ 2022/10/31)	手当金の支給対象日数	21 日
育児休業手当金支給額	育児1~180日まで	日額	0 円
	育児180日~	日額	0 円

※支給額は、180日までは標準報酬日額の67/100、181日以降は標準報酬日額の50/100。ただし、雇用保険給付相当額(67/100相当：13,878円、50/100相当：10,356円。毎年8月1日に改定)が支給上限。

<俸給等関係>

育児休業期間中の通算額

(単位：円)

項目	育児を取得しない場合	育児を取得した場合	差額
(支給額) 俸給・諸手当・超過勤務手当等	0	0	0
(支給額) 育児休業手当金	0	0	0
(控除額) 社会保険料	0	0	0
合計	0	0	0
(参考) 所得税額	0	※下記<税金関係>参照	※下記<税金関係>参照
(参考) 住民税額	0	※下記<税金関係>参照	※下記<税金関係>参照

※育児を取得しない場合の俸給・諸手当・超過勤務手当等及び所得税額については、便宜上、入力された月額を22日で割った額を単位として、育児期間中の土日以外の日数分を乗じて算出しています。住民税は、育児終了予定日の属する月までの通算額を表示しています。

※月末日が休業期間に含まれる場合には、当該月の社会保険料が免除されます。なお、試算上は月末日に社会保険料を支払うものとしています。

※所得税額・住民税額の「育児を取得した場合」の額については、個人ごとに課税状況が異なるため、シミュレーションの対象としていません。

<期末・勤勉手当関係>

(単位：円)

項目	育児を取得しない場合	育児を取得した場合	差額
期間① 2022年12月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	0	0
	(控除額) 社会保険料	0	0
期間② 2023年6月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	0	0
	(控除額) 社会保険料	0	0
期間③ 2023年12月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	0	0
	(控除額) 社会保険料	0	0
期間④ 2024年6月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	0	0
	(控除額) 社会保険料	0	0
合計	0	0	0
(参考) 所得税額(期間中の合計額)	0	0	—

※6月末日又は12月末日が休業期間に含まれている場合には、当該月に支給される期末・勤勉手当に係る社会保険料が免除されます。

※所得税額の育児を取得した場合の額については、便宜上、育児を取得しない場合とした場合の期末・勤勉手当額の減額の割合を算出し、育児を取得しない場合の所得税額に乗じて算出しています。

<税金関係>

○税金については参考値を記載しておりますが、住民税・所得税についての育児休業中の一般的な取扱いは以下のとおりです。

住民税：前年度所得に対して課税されるため、育児休業中も引き続き原則として従前の額を支払う必要があります。なお、給与の減は次の年の課税に反映されます。

所得税：税率や年末調整等、個人ごとに状況が大きく異なるので、育児期間中の取扱いについて一概には言えないものの、育児休業手当金は非課税であるため、育児休業手当金以外の収入がない期間は、所得税の支払は生じません。